

# 入札説明書

【電子入札システム対象案件

／最低価格落札方式】

業務名称：JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム用計算機（サーバ

ー）リース・保守業務

調達管理番号：23a01015

- 第1 入札手続
  - 第2 業務仕様書（案）
  - 第3 経費に係る留意点
  - 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2024年3月4日

独立行政法人 国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1 入札手続

## 1. 公告

公告日 2024年3月4日  
調達管理番号 23a01015

## 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム用計算機（サーバー）リース・保守業務
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2024年4月中旬から2026年8月上旬

## 4. 手続全般にかかる事項

### (1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】080-7107-9173

上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へおかけください。

【メールアドレス】e\_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問い合わせください。

### (2) 書類等の提出方法

#### 1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。

詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。<sup>1</sup>

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの2ページを参照ください。

[https://www.jica.go.jp/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/operating\\_manual\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/operating_manual_02.pdf)

## 5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま

<sup>1</sup> 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済のICカードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省略する旨のご連絡は不要です。

せん。

- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- す。
- 1) 全省庁統一資格  
令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)
  - 2) 日本国登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
  - ・共同企業体結成届
  - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 担当部署等(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報 該当なし。

## 7. 下見積書

本競争への参加希望者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に、下見積書を PDF 等に変換の上、添付ファイルとして提出ください。下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

## 8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。  
<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2023.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切予定日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してください。
- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 10. 入札執行（入札会）の日時等

当機構契約事務取扱細則第 14 条第 2 項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札開始日時：2024 年 4 月 2 日（火）15 時 00 分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1 回目の入札から再入札までの間隔は通常 20 分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「12. 入札方法等」をご覧ください。

## 1 1. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

## 1 2. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

## 1 3. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 明らかに連合によると認められる入札

(2) 条件が付されている入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 1 4. 落札者の決定方法

(1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

(3) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

## 15. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

## 16. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

17. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。  
同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。  
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。  
([https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase\\_kokunai\\_230125.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf))

## 第2 業務仕様書（案）

本業務仕様書(案)に記述されている「脚注」については、競争参加者が競争参加にあたり参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅰとして添付される業務仕様書からは削除されます。

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム用計算機（サーバー）リース・保守業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景

2016年より、JICAとJAXAの連携の下、違法伐採による森林減少抑制施策に貢献すべく「JICA-JAXA 熱帯林監視プログラム」を実施し、その具体的活動として「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」の開発・運用・ウェブサイトでの無料公開を実施している。現在 JJ-FAST の運用の為、使用しているサーバーの使用期限が 2023 年 3 月までであり、それ以降の運用の為の新規サーバーの調達を行うものである。

### 2. 業務の目的

森林変化検出システムの開発に必要な計算機（サーバー）の調達、据付、保守。

### 3. 履行期間

2024 年 4 月中旬から 2026 年 8 月上旬

### 4. 業務の内容（本事業で調達する物品・サービス仕様）

(1) 森林変化検出システム用計算機製品の調達・設置（ハードウェア及びソフトウェア）

#### 1) システム概要

森林変化検出システム用計算機は、JICA-JAXA 熱帯林監視プログラムにおける森林変化検出システムを機能させるために衛星データ等の解析、処理を行う計算機である。

#### 2) システム用計算機要求条件

##### 2-1) 基本要件

本業務実施にあたっては、以下の基本要件を満たす形でシステム用計算機を設置し、当該基本要件を維持する。

システム用計算機を構成する処理サーバ、ファイルサーバ、搭載する基本ソフトウェアおよびアプリケーションソフトウェアは、リース期間中に亘って品質の保証、保守（部品等の調達）が可能であること。

全ての構成部品は、既開発のカタログ品であること。また、十分な実績を持ち高い信頼性を持つものであること。（同一機種、同一基本ソフトの稼働実績が有ること。）

周辺機器等はラックまたは筐体に設置すること。

要求条件の中で記す相当品と異なるものを提案する場合には、相当品の性能・稼

働実績等の信頼性を証明すること。

構成品のうち、2 式以上要求しているものについては、同一のものとする。周辺機器との接続ケーブル、ターミネータ、ネットワークのコネクタ及び本システム構築に必要と受注者が判断した部材は全て含むこと。

ネットワーク装置等について他社製品を使用する場合も、一括しての保守が可能なこと。また、ネットワークに関しては他の設備との接続もある為、インターフェイス上の責任分界点を明確にすること。

ハードウェアは 19 インチラックに納まるサイズであること。

本システムは 24 時間運用するシステムである。従って、信頼性の高い製品であること。

出来る限り容易にシステムの起動停止が可能であること。

フリーソフトウェアについて、使用するフリーソフトの利用上の制限の有無、保証内容など使用許諾条件について明確にすること。また、フリーソフトの利用が起因となる不具合または権利侵害などの問題が発生した場合には、発注者と協議の上、責任を持って解決するものとする。フリーソフトとは、無償で入手するソフトウェアをいう。

特に記載がない限り、磁気ディスク装置の容量は、フォーマット前の物理容量とする。また 1 KB、1 MB、1 GB、1 TB はそれぞれ、1, 000B、1, 000KB、1, 000MB、1, 000GB とすること。

## 2-2) システム用計算機構成品

森林変化検出システム用計算機の構成品を、別表 1 に示す。

## 2-2) システム用計算機要件

森林変化検出システム用計算機のハードウェア・ソフトウェア要件詳細を、別表 2 に示す。

## 3) 設置環境条件

### 3-1) 設置場所

設置場所は、以下となる。

宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 地球観測研究センター (EORC)

茨城県つくば市千現 2-1-1

筑波宇宙センター 小型衛星試験棟

具体的な設置場所は、契約締結後、発注者と協議すること。

### 3-2) 設置環境条件

設置にあたっては、以下の設置場所毎の環境条件を満たすこと。

#### ① 設置面積条件

既設の 19 インチラックに設置する。ラック外寸：幅 70cm/奥行 102cm にラックを施錠した状態で収納できる機器であること。

#### ② 電源条件

8,000VA 以内、電源形態は、100V20A ブレーカ 3 個、200V20A ブレーカ 2 個とする。

③ 温度湿度条件

通常のオフィス環境で問題なく動作すること。設置環境(屋内)は以下のとおり。

気温： 18℃～26℃

湿度： 35%～80%RH

4) 設計・工事・試験条件

以下に示す各作業により設置したシステム用計算機の環境を継続して維持すること。

4-1) 設計要求条件

① レイアウト設計

(ア)発注者が指定する JAXA 担当者が提示するレイアウト図および設置条件に従い、各設置箇所の機器配置について設計を行うこと。レイアウトは既存機器を含めたラック内レイアウト、フロアレイアウト(ラック等の配置)を指す。

(イ)既存システムとの干渉に注意し、適切なレイアウト設計を行うこと。ラックレイアウトに関しては、既存システムの利便性を考慮した上で、廃熱についても考慮すること。

(ウ)設計結果を設計図書にまとめ、発注者が指定する検査員の確認を受けること。

② 電源設計

(ア)発注者が指定する JAXA 担当者が提示する電源系統図・電源配線図および電源条件に従い、電源系統設計・電源配線設計を行うこと。既設の電源系統を十分に調査し、最適な電源設計を行うこと。

(イ)ラック内電源配線は、整線用器具で適切に行えるようにすること。ケーブルの両端につける識別タグの識別番号を設計すること。

(ウ)設計結果を設計図書にまとめ、発注者が指定する検査員の確認を受けること。

③ ネットワーク工事設計

(ア)発注者が指定する JAXA 担当者が提示するネットワーク系統図・ネットワーク配線図および接続条件に従い、ネットワーク系統設計・ネットワーク配線設計を行うこと。既設のネットワーク系統を十分に調査し、既設スイッチの利用可能なポート数に応じて最大の通信帯域が確保できるよう最適化すること。また既存システムへの影響が無いよう、適切なネットワーク工事設計を行うこと。

(イ)ラック内ネットワーク配線は、整線用器具で適切に行えるようにすること。ケーブルの両端につける識別タグの識別番号を設計すること。

(ウ)設計結果を設計図書にまとめ、発注者が指定する検査員の確認を受けること。

④ システム設計

(ア)各機器設定設計

導入する各機器についてシステム設定値を設計すること。

(イ)ネットワーク設計

ネットワーク設計として、以下の設計を行うこと。

ア) 製品仕様書ならびに発注者が指定する JAXA 担当者が提示する既存ネットワーク構成図・ネットワークアドレス情報に基づき、アドレス空間設計を行うこと。

イ) 発注者が指定する JAXA 担当者が提示する既存 IP アドレス表および上記ア) の設計内容に基づき、新規システムで利用する IP アドレス設計を行うこと。

ウ) 発注者が指定する JAXA 担当者が提示する通信要件に基づき、ルーティング設計・通信制御設計を行うこと。

(ウ)負荷分散環境設計

負荷分散環境設計として、シリアルジョブ、並列ジョブの別なく効率よくバッチジョブ処理を管理運用可能な負荷分散環境について設計すること。設計に当たっては、既存システムを十分に調査し、既存システムの負荷分散環境 (PBS) の実行環境と同等の環境構築を前提とすること。

(エ)ファイルサーバ設計

発注者が指定する JAXA 担当者が提示する要件に基づき、ファイルサーバ設計、パーティション等の設計を行うこと。処理サーバから NFS でマウントし、処理サーバ間でデータの相互利用が可能となるよう設計すること。設計に当たっては処理サーバとのインタフェース、ネットワーク設計を含めて検討すること。

(オ)ウィルス対策設計

JICA (EORC) 設置機器のウィルス対策は、JAXA (EORC/EACH) のウィルス対策サーバ (Trend Micro 社製品) を用いて行っており、設置済みのシステム用計算機では JAXA が提示する条件に従い、ウィルス対策の運用方法について設計すること。

(カ)上記 (ア) ~ (オ)に関する設計結果を設計図書にまとめ、受注者が指定する検査員の確認を受けること。

4-2) 電気工事作業要求条件

前述 4-1) 設計要求②電源設計の設計内容に基づき、必要なケーブル等部材の調達と現地作業を行うこと。また以下の条件を満たすこと。

JAXA (EORC) サーバ室

- ① 発注者が指定する JAXA 担当者が指示する既設分電盤からの配線工事及びコンセント設置工事を実施すること。分電盤からサーバラックまでの引き回しは 50m を超えないものとする。
- ② 工事に当たって予め発注者が指定する JAXA 担当者へ計画を説明し確認を受けてから実施すること。また実施に先立ち関係各所との調整作業を支援すること。
- ③ 作業に当たり必要となる作業申請書、業務従事者名簿、搬入計画書等の申請

書類を作成・提出すること。

#### 4-3) ネットワーク工事作業要求条件

前述 4-1) 設計要求③ネットワーク工事設計の設計内容に基づき、必要なケーブル等部材の調達と現地作業を行うこと。また以下の条件を満たすこと。

##### JAXA/EORC サーバ室

- ① 既設スイッチと新規システムの機器間、および新規システムの機器間について 1000Base-T (Cat. 6) での接続作業を行うこと。利用可能なポート数に応じて帯域を最大化すること。ネットワークケーブルの引き回しは 30m を超えないものとする。
- ② 新規調達品の稼動に必要な配線を行うこと。なお配線は系統ごとに色分けを行うこと。色は別途指定する。
- ③ 工事に当たって予め発注者へ計画を説明し確認を受けてから実施すること。また実施に先立ち設置場所関係各所との調整作業を支援すること。
- ④ 作業に当たり必要となる作業申請書、業務従事者名簿、搬入計画書等の申請書類を作成・提出すること。

#### 4-4) 機器設置作業要求条件

前述 4-1) 設計要求①レイアウト設計の設計内容に基づき、機器設置作業を行うこと。設置に先立ち既存計算機に係る関係各所との調整作業を支援すること。また、以下の条件を満たすこと。

##### JAXA/EORC サーバ室

- ① JAXA 担当者が指示する 42U ラックに、本システムの機器を搭載すること。

#### 4-5) システム設定作業条件

前述 4-1) 設計要求④システム設計内容に基づき、各サーバ及び装置へ OS、アプリケーションをインストールし、初期設定を行うこと。また導入する各機器間、および既存システムや EORC/EACH (地球観測基盤システム) の関連装置 (ネットワーク装置、ウィルス対策サーバ) を接続し、製品仕様書に記載した機能要件を満たすよう設定作業を行うこと。必要に応じて既存システムへの設定変更を実施すること。

#### 4-6) ネットワーク設定・調整条件

##### EORC におけるネットワーク機器設定について

前述 4-1) 設計要求④システム設計の設計内容に基づき、ネットワーク機器設定を行うこと。また、他設備のネットワーク設定変更作業が必要な場合には、発注者が指定する JAXA 担当者による作業の支援を行うこと。特に接続点となる既設スイッチの設定変更に関しては 4-1) 設計要求条件の設計内容に基づく具体的設定内容を提示すること。

#### 4-7) 図書作成

据付・調整作業完了時に、工事・設定作業内容を記述した図書を作成し提出すること。改訂契約時には更新部分を反映の上、再提出すること。

#### 4-8) 標準マニュアル

各製品に添付される標準マニュアルは、製本して提出すること。標準マニュアルは、最小限の基本的使用方法及び技術情報について記述されているものとする。マニュアルは、原則として日本語で記述されているものとする。

### 5) 品質保証

本計算機等の納入時(据付・調整後)、発注者が指名する検査員の立ち会いのもとに試験を行う。なお、試験に必要な機器及び要員は、受注者が用意するものとする。試験内容については、次の事項を含むものとし、これらの事項に対する試験・確認内容及び結果(ログ等を含む)をまとめた「試験報告書」として提出すること。

- ・員数
- ・外観
- ・各機器が単体で正しく動作すること。
- ・ソフトウェア(OS、パッケージソフト)のインストール及び初期設定を行い、これらが正しく行われ、パッケージソフト等が利用できること。
- ・各周辺装置が標準コマンドで利用可能なこと。
- ・各設備内および設備間のネットワークによる通信、データ転送が可能なことを標準コマンドで確認する。
- ・1時間程度の運転後、異常な発熱、振動等がないこと。
- ・その他、各契約会社方で定めている確認事項。

## (2) 森林変化検出システム用計算機の保守

### 1) 範囲

受注者は、本仕様書の規定に従い、本書(1)森林変化検出システム用計算機製品の調達・設置(ハードウェア及びソフトウェア)に示す製品の記載に基づいて納入された計算機に対して、以下に記載の保守サービスに係る要求条件に従い、保守作業を行うこと。

### 2) 保守の対象品及び数量

構成品及び数量を以下に示す。詳細は(1)森林変化検出システム用計算機製品の調達・設置(ハードウェア及びソフトウェア)に示す製品の記載を参照のこと。

森林変化検出システム整備 一式

### 3) 保守品目

別表1に保守品目を示す。原則としてオンサイト保守とするが、周辺機器等でオンサイト保守が不可のものがある場合、賃借人に予め書面をもって伝えること。また、保守切れの1年前に正式通知すること。2-1)に記載のフリーソフトウェア

の扱いに関しては、冒頭計算機要求条件に記載の基本要件に従うこと。

#### 4) 保守体制

- ① 保守・サービスについては、ハードウェア、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア一体の保守、SE サービスが提供可能であり、システムの運用時間中(原則として平日の日本時間午前9時30分から午後5時45分まで)、電話、FAX、電子メール等にて随時受け付け可能であること。また窓口は契約業者で一元化し、必要な場合は現地での運用支援を提供すること。
- ② 障害発生時には、迅速な対応が可能であること。原則障害の連絡を受付けた日の翌営業日までに現地対応を開始すること。
- ③ 障害発生時の切り分け作業への対応が可能であること。
- ④ 保守の対象品に他社の製品が含まれている場合も(第三者製ソフトウェアを含む)、その製品についての知識を十分に保有しており、保守が可能であること。
- ⑤ ハードウェア及びソフトウェアの障害・パフォーマンス等を診断するためのツールを十分に備えていること。

#### 5) 保守期間

2024年8月1日～2026年7月20日

#### 6) 実施場所

JAXA/EORC サーバ室

宇宙航空研究開発機構 地球観測研究センター

茨城県つくば市千現 2-1-1

筑波宇宙センター 小型衛星試験棟

#### 7) 作業要求

##### 7-1) 障害時の保守報告

障害発生時には、障害の発生原因・処置内容等を、別途指定する様式にて報告すること。

##### 7-2) 保守の実施

受注者は以下の保守作業を行うこと。

- ① 異常発生時には連絡後、翌営業日の午後3時までに保守員が現地に到着すること。その後、調査の上、検査員に申し出て協議の上、修理するとともに、不具合報告書を作成し、提出すること。
- ② ソフトウェアのバージョンアップについては、バージョンアップの計画を原則1か月前までに早い時期に書面にて通知すること。このドキュメント中にはバージョンアップによって変更・追加・削除される機能等を詳細に記述すること。またバージョンアップ作業が、運用中またはプログラム開発業者が開発中のアプリケーションプログラムへの影響を最小限に抑えるための指導を行うこと。
- ③ 保守サポート打ち切りがある場合は、打ち切り1年前に通知を行うこと。

- ④ JAXA の定める「承認図等（コンフィギュレーション識別文書等）の承認手続き」（CRM-103005）文書における保守、サービス、サポート等に係わる要件を満たすこと。

8) データ消去・撤去

リース終了後に、復元不可能なデータ消去と引取りのための撤去作業を行うこと。尚、撤去完了およびデータ消去完了の賃借人の確認の後、賃貸人は撤去にかかる請求書を賃借人に提出すること。賃借人は、請求書受領後、30日以内に撤去費用を支払うこと。

撤去期日：2026年7月31日

9) 保守における基本事項

9-1) 実施条件

保守の実施にあたっては、JAXA の業務に支障を与えないように行うこと。

9-2) 電力、水等の使用

JAXA・EORCにおいて、保守作業に必要な電力および水等は、支障のない限り無償で使用することができる。

9-3) 測定器の使用

JAXA の既設設備、測定器等の使用が必要となった場合は、JAXA の業務に支障がない限りにおいて、JAXA が示す所定の手続きを経て、原則として無償にて使用することができる。

10) 保証

受注者は、保守作業中に施設、設備および器物等に故意または過失により汚損、破損等その他の損害を生ぜしめた場合は、受注者の責任において無償で速やかに修復または交換を行うものとする。

11) 安全管理

受注者は本作業を JAXA が示す規約および法規に従って、安全に実施すること。特に、火気、薬品、電気等の取り扱いについては、安全性を十分に確認した上で実施すること。また、作業後の安全性についても確認を行うこと。

12) 本仕様書に対する疑義

受注者は、本作業の実施にあたり、本仕様書の疑義等が生じた場合には直ちに発注者が指名する検査員と協議し、その決定に従うこと。

6. 成果物・業務提出物等

名称	部数	提出期限	区分
保守実施報告書	電子データ	作業実施後直ちにその都度提出	提出

名称	部数	納期	納入場所
撤去作業完了報告書	電子データ	2026年8月9日	JICA地球環境部

#### 7. 経費支払方法（成果物との関係）

半期ごとの後払い。尚、半期とは、発注者の会計年度に基づく期間であり、毎年9月末日ないしは3月末日までサーバを利用したことを確認した後に支払うこととする。

賃借人は、撤去作業に関する請求書受領後、30日以内に撤去費用を支払うこととする。

別表 1 森林検出システム用計算機構成

装置	構成品	数量	備考
処理サーバ	本体	計 2 式	
	処理装置 (CPU)	計 4 式	
	メモリ	計 2 式	
	OS 格納用ストレージ	計 4 式	
	ネットワークアダプタ	計 2 式	
	電源ユニット	計 4 式	
	基本ソフトウェア	計 2 式	
	分散処理ソフトウェア	計 1 式	
	ウィルス対策ソフトウェア	計 2 式	
ファイルサーバ	本体	計 1 式	
	処理装置 (CPU)	計 2 式	
	メモリ	計 2 式	
	OS 格納用ストレージ	計 2 式	
	データ格納領域用ストレージ	計 1 式	領域を構成する HDD およびスペア HDD の 全てを含む
	ネットワークアダプタ	計 1 式	
	電源ユニット	計 1 式	
	基本ソフトウェア	計 1 式	
	ウィルス対策ソフトウェア	計 1 式	
ネットワークスイッチ	計 1 式		

別表2 森林変化検出システム用計算機ハードウェア/ソフトウェア要件

森林変化検出システム用計算機 ハードウェア/ソフトウェア要件	
(1)	処理サーバ
①	ハードウェア条件
	(a) 処理サーバは計2式具備すること。
	(b) CPUはIntel Xeon Gold 6416H (18Core/2.2GHz/165W L3キャッシュ45MB) 相当を2基具備すること。
	(c) DDR4-3200 ECC Registered Memory以上のメモリを計256GB以上搭載すること。
	(d) OS格納用内蔵ストレージはNVMe SSD 960GB相当を2基具備すること。またRAID1構成とすること。
	(e) 10GBase-Tインタフェースを2ポート以上搭載すること。
	(f) 電源ユニットは2台以上搭載すること。冗長構成による活性交換が可能なこと。
	(g) IPMI2.0準拠のリモート管理ポートを具備すること。
	(h) 19インチラックに1Uサイズで搭載可能であること。 またレール等ラック搭載に必要な部材を含めること。
②	ソフトウェア条件
	(a) OSとしてRed Hat Enterprise Linuxを導入すること。
	(b) 大量ジョブ管理ソフトウェアとしてPBS Professionalを導入すること。
	(c) ウィルス対策ソフトウェアとしてTrend Micro Deep Securityを導入すること。
(2)	ファイルサーバ
①	ハードウェア条件
	(a) ファイルサーバは計1式具備すること。処理サーバとは独立した装置であること。
	(b) ハードウェアRAID機能を備えること。RAIDレベル6をサポートしていること。
	(c) CPUはIntel Xeon Gold相当を2基具備すること。
	(d) DDR4-3200 ECC Registered Memory以上のメモリを計256GB以上搭載すること。
	(e) OS格納用内蔵ストレージを2基具備すること。OS格納用内蔵ストレージはRAID1構成とすること。
	(f) データ格納領域用ストレージとして、3.5インチHDDを36本具備すること。
	(g) データ格納領域はRAID6構成とし、実効容量として300TB以上を確保できること。 またHDD3本以上をホットスペアディスクとして使用できること。
	(h) 10GBase-Tインタフェースを2ポート以上搭載すること。
	(i) 電源ユニットは2台以上搭載すること。冗長構成による活性交換が可能なこと。
	(j) IPMI2.0準拠のリモート管理ポートを具備すること。
	(k) 19インチラックに4Uサイズで搭載可能であること。 またレール等ラック搭載に必要な部材を含めること。
②	ソフトウェア条件
	(a) OSとしてRed Hat Enterprise Linuxを導入すること。
	(b) ウィルス対策ソフトウェアとしてTrend Micro Deep Securityを導入すること。
(3)	ネットワークスイッチ
①	ハードウェア条件
	(a) ネットワークスイッチは計1式具備すること。
	(b) 10GBase-Tインタフェースを24ポート以上搭載すること。
	(c) 電源ユニットは2台以上搭載すること。冗長構成による活性交換が可能なこと。
	(d) 19インチラックに1Uサイズで搭載可能であること。 またレール等ラック搭載に必要な部材を含めること。
(3)	ネットワークケーブル
①	ハードウェア条件
	(a) ネットワークケーブルは計8式具備すること。ケーブル長は現地確認の上決定すること。

## 第3 経費に係る留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### (1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

##### 1) 設置

指定場所への設置・構築作業に必要な単価、人月を記載。

##### 2) 保守

半年ごと後払いを想定した月額単価を記載。

##### 3) リース料

半年ごと後払いを想定した月額単価を記載。

##### 4) 撤去

リース終了時の撤去作業に必要な単価・作業人月を記載。

#### (2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

### 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きると想定された時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

## 見積様式

項目	単価	数量	合計
1)設置作業			
2)保守			
3)リース料			
4)撤去作業			
合計(税抜)			
消費税			
合計(税込)			

## 第4 契約書（案）

# 賃 貸 借 契 約 書

1. 件 名 JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム用計算機（サーバー）リース・保守業務
2. 仕 様・数 量 付属書Ⅰ「業務仕様書」のとおり
3. 契 約 金 額 金0,000,000円（うち消費税額等0,000円）  
内訳は付属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり
4. 賃 貸 借 期 間 0000年00月00日から0000年00月00日まで
5. 納 入 場 所 独立行政法人国際協力機構指定場所

独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム用計算機（サーバー）リース・保守業務」（以下「契約物品」という。）に係る賃貸借に関し、以下の各条項により、賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （信義・誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （契約の目的）

第2条 受注者は、本契約及び契約付属書に定める条項に従い、受注者の所有物である契約物品を発注者の使用に供するものとし、発注者はその使用の対価として、頭書に契約金額として記載された金額のうち、付属書Ⅱに定められた賃貸借料を支払う義務を負う。

### （契約内容の変更等）

第3条 発注者は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

2 前項の場合において、受注者に増加費用が生じ又は受注者がそれにより重大なる損害を蒙ったときは、発注者はその費用を負担するものとし、その金額は発注者及び受注者で協議して定めるものとする。ただし、発注者は、発注者の予見の

有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(担保物権の設定等)

第4条 受注者は、本契約により発注者が使用中の契約物品に質権その他の担保権を設定してはならない。

- 2 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、第三者に対し本契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、若しくは本契約により生ずる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を継承させてはならない。

(消費税額等)

第5条 発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

- 2 消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

(契約保証金)

第6条 発注者は、本契約の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

(業務責任者の届け出)

第7条 受注者は、本業務の履行に先立ち、受注者の業務従事者の中から業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。又、業務責任者を変更するときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 地球環境部自然環境第二チーム課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する。

- (1) 付属書Iに基づく受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 付属書Iに基づく業務工程の監理及び立会
- (3) 業務の実施状況についての調査

- 3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急の場合等書面をもってなされなかった場合には、受注者は発注者に対し事後遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

- 5 前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
- (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員もしくはその委任を受けた者が作業現場に出向き、仕様書等に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

#### (賃貸借料)

第9条 本契約による賃貸借料は、付属書Ⅱのとおりとする。

- 2 賃貸借期間1ヶ月未満の場合の賃借料は、月額賃借料を当該月の日数で除した額(以下「日額」という。)に当月使用日数を乗じて算出するものとする。
- 3 賃貸借期間中、受注者の責に帰すべき理由又は天災地変等発注者及び受注者双方の責に帰しがたい理由により契約物品の使用が中断されたときは、中断した日数に日額を乗じて算出した金額若しくは中断した時間に日額の8分の1に相当する額を乗じて算出した金額又はその合計額を、第1項に定める賃貸借料から減額するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき理由により発生した場合を除いて、契約物品の保守に通常要する時間は中断時間に含まないものとする。

#### (賃貸借料の支払)

第10条 受注者は、半期ごとの賃貸借料を発注者に対して請求するものとする。尚、半期とは、発注者の会計年度に基づく期間であり、毎年9月末日ないしは3月末日までサーバを利用したことを確認した後に支払うこととする。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

- 2 発注者は、前項の適法なる請求書を受理した日から30日以内に、当該代金を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。
- 3 発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年(365日とする。)5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

#### (発注者の善管注意義務)

第11条 発注者は、賃貸借期間中、契約物品をできるだけ良好なる環境に保全するとともに善良なる管理者の注意をもって契約物品を管理するものとし、発注者の故意又は過失による契約物品の損傷については発注者が責任を負うものとする。

- 2 前項による場合の修理費又は調整費は発注者が負担する。

#### (損害の賠償)

第12条 発注者は、受注者が本契約に違反した場合で発注者に損害が生じたときには、受注者に対しその損害賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、通常の契約物品の使用によって、他の物品に損害が発生した場合、受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 3 発注者は、受注者又は受注者の使用者の故意若しくは過失により他の物品に損害を与えた場合、受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 4 本条の各規定における損害賠償の額は、発注者及び受注者で協議して定める。

(談合等不正行為に対する措置)

第 13 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

3 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。

4 前三項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

5 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(発注者の契約解除権)

第 14 条 次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰する理由（受注者の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により賃貸借期間内に受注者が本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(2) 受注者が本契約の条項に違反したとき。

(3) 受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。

- (4) 受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
- (5) 受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
- (6) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求を受けたとき。
- (7) 第26条第4項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
  - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
  - (ロ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。
  - (ハ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ニ) 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
  - (ホ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (ヘ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (ト) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (チ) その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項各号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、契約金額

の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(従業員の立ち入り)

第16条 受注者は、契約物品の保守管理等のため契約物品の据付場所に受注者の従業員を立ち入らせる場合、当該従業員に必ず身分証明書を携行させ、立ち入りにあたりては発注者の同意を得るものとする。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、業務の実施上知りえた情報(以下、秘密情報という。)を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

第18条 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第19条 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

(検査の権利)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第21条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。)を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 受注者の業務に従事する者(再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受

託者と下請負人を含む。以下、同じとする。)に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(イ) 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

(ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第 50 条から第 51 条及び第 53 条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

(3) 個人情報保護管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(7) 本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項第 1 号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

#### (情報セキュリティ)

第 21 条の 2 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

#### (消耗品の規格)

第 22 条 発注者は、契約物品に使用する消耗品その他の補給品に関しては、受注者の指定する規格に合致したものを使用するものとする。

#### (契約物品の取替、移動又は改造)

第 23 条 発注者の都合により契約物品の取替え、一部追加、移動又は改造を要する場合は、あらかじめ受注者の承諾を求めるものとする。

2 前項による契約物品の取替え、一部追加、改造又は賃貸借価格の変動により賃貸借料等契約内容を改訂する必要がある場合は、発注者及び受注者で協議して本契約を改訂するものとする。

#### (安全対策)

第 24 条 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の

生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 25 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(中立性、公正性の保持及業務対象国の法規の遵守)

第 26 条 受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

2 受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

3 受注者は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。

4 受注者は、第 1 項から第 3 項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(契約の公表)

第 27 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第 1 項に定める情報に加え次項に定める情報が発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。

(1) 理事等のうち、発注者の役職員経験者の占める割合が 3 分の 1 以上あること

(2) 事業収入に占める発注者との取引に係る額が 3 分の 1 以上あること

(3) 基本財産の 5 分の 1 以上を発注者が出えんしている財団法人であること

- (4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を発注者が負担していること
- 5 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 名称、業務の概要、発注者との関係及び役員の氏名（発注者の役職員経験者については、発注者での最終職名を含む。）
  - (2) 受注者と発注者の取引の関連図
  - (3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額
  - (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
  - (5) 発注者の受注者に対する債権債務の明細
  - (6) 発注者が行っている受注者に対する債務保証の明細
  - (7) 受注者の事業収入の金額とこれらのうち発注者の発注等に係る金額及び割合

（合意管轄）

第 28 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 29 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理 事 〇〇 〇〇

受注者

附属書 I

業務仕様書

## 契約の管理について

### 1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 5 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課長の職にある者（以下、「契約第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

### 2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件<sup>2</sup>を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
  - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更（定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用）
  - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
  - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
  - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更（定額計上の対象

---

<sup>2</sup> 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

(1) 契約の同一性が確保されること。

(2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更)

- ・ 支払計画の変更
- ・ 再委託先の決定・変更

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（上記2.(1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用）
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

契約金額内訳書

# 様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4. 質問書
5. 機密保持誓約書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」  
→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。  
([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html) )

### 手続・締切日時一覧 (23a01015)

公告日 2024/03/04

メール送付先

e\_sanka@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
3	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/03/11(月)正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
4	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/3/15(金)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
5	競争参加資格申請書・下見積書の提出	電子入札システム	2024/3/21(木)正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
6	競争参加資格確認結果の通知	電子入札システム	2024/03/27(水)まで	-	確認結果を電子入札システムより通知します。
8	入札書の提出	電子入札システム	2024/04/01(月)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
9	入札執行(入札会)の日時	電子入札システム	2024/04/02(火) 15:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。